

事業者は以下を守る必要があります！

違反事業者は業務停止命令等の行政処分や罰則の対象となります

事業者が守るべき主な規制の内容

1 事業者名等の明示義務

- 勧誘開始前に、事業者名や勧誘目的である旨などを相手方に告げなければならない。

2 不当な勧誘行為の禁止

- 勧誘の際に事実と異なることを言ったり、重要な事実を故意に言わない行為を禁止
- 一度契約を断った人に対して、再度勧誘する行為を禁止（再勧誘の禁止）

3 書面交付義務

- 契約の締結後等に、相手方に重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

4 広告規制

- 広告に事業者名や住所、電話番号等の表示を義務付け
- 虚偽・誇大な内容の広告を禁止

参 考 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。この制度を利用することで、このような方々が悪質な訪問販売によって契約を締結してしまった場合に、後からその契約を取り消すことができます。詳しくは、以下を確認ください。

法務省 成年後見制度

検索

【法務省HP】 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>